

山梨県公報

第千五百号

平成十六年

八月十二日

木曜日

目次

告示

- 予防接種の業務を行う医師……………五三九
- 結核予防法に基づく指定医療機関の廃止……………五三九
- 結核予防法に基づく医療機関の指定……………五三九
- 保安林の指定の解除の予定……………五三九
- 道路の区域変更(二件)……………五四〇
- 道路の供用開始……………五四〇

公告

- 開発行為に関する工事の完了について(二件)……………五四〇
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………五四一

監査委員

- 監査の結果に関する報告の公表……………五四一

正誤

- 平成十六年三月十八日付け第千四百六十一号中……………五四四
- 平成十六年三月二十五日付け第千四百六十三号中……………五四四
- 平成十六年三月二十九日付け第千四百六十四号中(二件)……………五四四
- 平成十六年三月三十一日付け号外第十五号中(二件)……………五四四
- 平成十六年三月三十一日付け号外第十八号中(二件)……………五四四
- 平成十六年三月三十一日付け号外第十九号中(六件)……………五四四
- 平成十六年五月六日付け第千四百七十三号中(二件)……………五四五

告示

山梨県告示第三百五十七号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十六年八月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
志村 政文	南アルプス市荻沢四百十番地 志村内科医院

山梨県告示第三百五十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。

平成十六年八月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地
福島屋薬局	山梨市小原西七百四十二番地

山梨県告示第三百五十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年八月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地
福島屋薬局	山梨市小原西七百四十二番地

山梨県告示第三百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十六年八月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

一 解除に係る保安林の所在場所

北都留郡上野原町上野原字諏訪二〇三の二から二〇三の四まで・字井戸尻八六〇八の三から八六〇八の六まで・八六〇九の一・八六〇九の七・八六〇九の二・八六一〇の二・八六一〇の三・八六一〇の九から八六一〇の一九まで(以上国有林)、字諏訪二〇三の一

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山梨県告示第三百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十六年九月二日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年八月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡南部町大字井出字上り谷戸一五一六番の三地先から 南巨摩郡南部町大字井出字上り谷戸一五五〇番の一地先まで	七・〇 五三・四	七・〇 一七・〇		一一四・〇 一一四・〇

山梨県告示第三百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年九月二日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年八月十二日

- 一 道路の種類 県道

山梨県知事 山本 栄彦

- 二 路 線 名 葦崎昇仙峡線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
葦崎市藤井町大字南下条字水無三八九番の四地先から 葦崎市穂坂町大字宮久保字寺平日影一六三九番の二地先まで	八・五 三〇・〇	八・五 三〇・〇		八四四・〇 八四四・〇

山梨県告示第三百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年九月二日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年八月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路 線 名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	今諏訪北村線	南アルプス市大字西野字道下一六七一番の一地先から 南アルプス市大字西野字西原一〇五二番の一地先まで	五四九・五	平成十六年八月十二日

公 告

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十六年八月十二日

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
山梨県知事 山 本 栄 彦

富士吉田市上吉田字諏訪内五四六四の一、五四六四の三、五四六四の六、五四六四の七、五四六四の八、五四六四の九、五四六四の一〇、五四六四の一、五四六四の一、五四六四の一三、五四六四の一四、五四六四の一五、五四六四の一六、五四六四の一七、五四六四の一八、五四六四の一〇、五四六四の二〇、五四六四の二一、五四六四の二二、五四六四の二三、五四六四の二四、五四六四の二五及び五四六四の二六の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
富士吉田市上吉田七丁目一番十四号 富士恒産株式会社 代表取締役 白須義夫

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十六年八月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

東八代郡石和町広瀬字前田一五三、一五四の一、一五六の一、一六〇の一、一六一の一、一六二の一及び一六三の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東八代郡石和町市部千百三十八番地 株式会社秋山 代表取締役 秋山秀雄

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十六年八月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡田富町布施字下田保一四八六の一、一四八六の四、一四八六の五、一四八六の六、一四八六の七、一四八六の八、一四八六の九、一四八六の一〇、一四八六の一、一四八六の二及び一四八六の二三の区域

二 公共施設の種類の種類、位置及び区域

公共施設の種類の種類 位置及び区域

道 路 次を図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び田富町役場に備え置いて縦覧に供する。）
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市相生二丁目十六番十六号 有限会社セントラルホームズ 代表取締役 雨宮孝

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十六年八月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町西条字山宮地三二八の一、三二八の二、三二八の三、三二八の四、三二八の五及び三二八の六の区域

二 公共施設の種類の種類、位置及び区域

公共施設の種類の種類 位置及び区域

道 路 次を図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市住吉四丁目三番三十四号 株式会社青山 代表取締役 青山秀人

監査委員

山梨県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成十六年八月十二日

山梨県監査委員 高 石 国 康

同 早川正秋
同 前島茂一
同 高尾堅一

1 監査対象箇所及び監査期日

監査箇所	監査年月日
都留児童相談所	平成16年4月26日
障害者相談所	”
動物愛護指導センター	”
精神保健福祉センター	”
食肉衛生検査所	平成16年5月21日
甲陽学園	”
荒川ダム管理事務所	平成16年5月25日
衛生公害研究所	”
緑化センター	”
育精福祉センター	平成16年5月26日
森林総合研究所	”
釜無川流域下水道事務所	”
桂川流域下水道事務所	平成16年5月27日
深城ダム建設事務所	”
広瀬・琴川ダム事務所	平成16年5月28日
新環状・西関東道路建設事務所	”
大門・塩川ダム管理事務所	平成16年6月28日
中央児童相談所	”
女性相談所	”
看護大学・看護大学短期大学部	平成16年7月8日
あけぼの医療福祉センター	”
富士ふれあいセンター	平成16年7月9日
環境科学研究所	”

2 監査対象期間

平成15年度

3 監査の方法

監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

4 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

(1) 指摘事項

法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの

(2) 文書指導事項

指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの

(3) 口頭注意事項

不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

5 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部の箇所改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした区分毎の集計は下表のとおりである。

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘(件)	2								2
指導(件)	6	5	12	5	5	12	7		52
注意(件)	2	7	4	6	4	2	6		31
合計	10	12	16	11	9	14	13		85

6 指摘事項

不適切な事務処理について指摘し、是正・改善を指示し、措置状況について回答を求めたものは、次のとおりである。

(1) 児童福祉施設費負担金の収入未済金のうち、時効の成立により債権が消滅しているものについて、不納欠損処理を指導してきたところであるが、改善がみられなかった。

(甲陽学園)

(2) 長期の収入未済金(債務者の死亡等により、債権の回収が不可能な住石売却代金)があり、不納欠損処理を指導してきたところであるが、処理されていない。
(森林総合研究所)

7 その他の概要

指摘にはいたらないが、事務処理について文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。

(1) 収入に関する事項

- ① 収入未済金の回収及び債権管理に改善を要するもの
- ② 手数料・使用料の調定事務に不備があり改善を要するもの

(2) 支出に関する事項

- ① 支出負担行為向いの事務処理に不備があり改善を要するもの
- ② 資金前渡精算の事務処理に不備があり改善を要するもの

(3) 給与に関する事項

- ① 時間外勤務手当の算定に誤りがあり改善を要するもの
- ② 旅費の算定に誤りがあり改善を要するもの

(4) 物品管理に関する事項

- ① 備品原簿と現品が一致しないなど物品管理で改善を要するもの
- ② 郵便切手の管理に不適切な処理があり改善を要するもの

(5) 財産管理に関する事項

- ① 未登記の用地があり改善を要するもの

(6) 契約に関する事項

- ① 契約書の作成手続きに不備があり改善を要するもの
- ② 履行確認が不十分で改善を要するもの

(7) 工事に関する事項

- ① 工事費の積算に誤りがあり改善を要するもの
- ② 変更設計の手続きに不備があり改善を要するもの

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十六年三月十八日山梨県人事委員会規則第九号（山梨県一般職の任期付職員
の採用及び給与の特例に関する規則）

二〇五 下 八 第三十七条第一項 第三十七条の二第一項

平成十六年三月二十五日山梨県人事委員会規則第十一号（職員
の任用に関する規則の一部を改正する規則）

二二二 下 十一 満二十六歳未満の者 満二十六歳未満の者で

平成十六年三月二十九日山梨県人事委員会規則第十二号（山梨県職員
の給与に関する規則の一部を改正する規則）

二四七 下 十三行目と十四行目の間に次のように加える。
目次中「第三十二条の三・第三十二条の四」を「第三十二条の三
第三十二条の五」に改める。

平成十六年三月二十九日山梨県人事委員会規則第十四号（特殊勤務手当
に関する規則の一部を改正する規則）

二四九 下 終わりから三 「と畜場法」を「と畜場法」

平成十六年三月三十一日山梨県規則第二十九号（山梨県行政組織規則の
一部を改正する規則）

二 下 終わりから二 民間団体等
五 上 終わりから八 「の建設」
民間団体等の
同項第一号中「の建設」

平成十六年三月三十一日山梨県規則第三十号（山梨県事務決裁規則の
一部を改正する規則）

六 下 終わりから二 同条第三項中
の部分中 同条第三項各号列記以外

平成十六年三月三十一日山梨県訓令甲第三号（山梨県職員
の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令）

三 上 終わりから九 一日 一日

平成十六年三月三十一日山梨県訓令甲第六号（山梨県行政文書管理規程
の一部を改正する訓令）

七 上 六 第二十一号様式
下 六 第五号様式 第六号様式

平成十六年三月三十一日山梨県教育委員会規則第八号（山梨県総合教育
センター管理規程等の一部を改正する規則）

二 上 十四 規程 規則

平成十六年三月三十一日山梨県教育委員会訓令甲第一号（山梨県教育庁
行政文書管理規程）

九 上 終わりから十三行目と十二行目の間に次のように加える。
第十二条から第四十三条まで 削除
同 同 終わりから五行目と四行目の間に次のように加える。
第八条から第三十条の五まで 削除

平成十六年三月三十一日山梨県教育委員会訓令甲第二号（山梨県立学校
処務規程の一部を改正する訓令）

三三 下 終わりから二 第十一号様式の三 削除
三三 上 終わりから二 第十四号様式 削除
同 下 終わりから二 第十七号様式 削除
三五 上 二 第十八号様式の二 削除
同 同 四 第十八号様式の四から第
十八号様式の八まで 削除
三六 上 二 第二十号様式 削除 第二〇号様式 削除

平成十六年三月三十一日山梨県教育委員会教育庁訓令甲第一号（教育次長等専決規程の一部を改正する訓令）

三七 上 十一 第二条第二項中 第二条第二号中

平成十六年三月三十一日山梨県人事委員会訓令第二号（山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令）

四〇 下 十六 図書館等 図書館等に

平成十六年三月三十一日山梨県地方労働委員会訓令第一号（山梨県地方労働委員会運営規程の一部を改正する訓令）

四五 上 十 昭和六十一年 平成十二年

平成十六年五月六日山梨県教育委員会告示第一号（山梨県指定有形文化財及び山梨県指定史跡の指定）

三二八 下 十三 山梨県教育委員会告示第一号 山梨県教育委員会告示第二号

平成十六年五月六日山梨県教育委員会告示第二号（山梨県指定有形文化財の指定の解除）

三二九 下 十四 山梨県教育委員会告示第二号 山梨県教育委員会告示第三号

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番